生活安全局			一九三人
刑事局			三六一人
組織犯罪対策部			三〇八人
交通局			一八三人
警備局			一六八人
外事情報部			二六三人
警備運用部			一四一人
サイバー警察局			二四二人
計			二、六一一人
附属機関	警察大学校		一九一人
	科学警察研究所		一二八人
	皇宮警察本部		九二二人
	計		一、二四一人
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、一七四人
合計			八、〇二六人

組織犯罪対策部の定員を除く。

外事情報部及び警備運用部の定員を除く。

うち、一、四五五人は、警察官とする。

うち、八八二人は、皇宮護衛官とする。

うち、八〇人は、警察官とし、八二人は、皇宮護衛官とする。

うち、七五六人は、警察官とする。

うち、二、二九一人は、警察官とし、八八二人は、皇宮護衛官とする。

生活安全局			一九六人
刑事局			三六三人
組織犯罪対策部			三一五人
交通局			一八五人
警備局			一六四人
外事情報部			二六〇人
警備運用部			一三八人
サイバー警察局			二四三人
計			二、五八〇人
附属機関	警察大学校		一九〇人
	科学警察研究所		一二八人
	皇宮警察本部		九五〇人
	計		一、二六八人
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、一七三人
合計			八、〇二一人

組織犯罪対策部の定員を除く。

外事情報部及び警備運用部の定員を除く。

うち、一、四五五人は、警察官とする。

うち、九一〇人は、皇宮護衛官とする。

うち、七九人は、警察官とし、九一〇人は、皇宮護衛官とする。

うち、七三〇人は、警察官とする。

うち、二、二六四人は、警察官とし、九一〇人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第二条　警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十六条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十六条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。